

# 青森労働局からのお知らせ

令和5年12月

## 配偶者手当の在り方の検討について

～企業の実情も踏まえた検討をお願いします～

厚生労働省では、人手不足への対応が急務となる中で、パートやアルバイトで働く方が「年収の壁」を意識せず働くことができる環境づくりを支援するため、当面の対応として「**年収の壁・支援強化パッケージ**」を策定の上、取り組んでいます。その一つとして企業の配偶者手当の見直し促進が盛り込まれています。

**配偶者手当**は、家事・育児に専念する妻と仕事に専念する夫といった夫婦間の性別役割分業が一般的であった高度経済成長期に日本的雇用慣行と相まって定着してきた制度ですが、女性の就業が進むなど社会の実情が大きく変化し、税制・社会保障制度とともに、就業調整の要因となっています。今後労働力人口が減少していくことが予想され、働く意欲のあるすべての人がその能力を十分に発揮できる社会の形成が必要となっている中、パートタイム労働で働く配偶者の就業調整につながる**配偶者手当**（配偶者の収入要件がある配偶者手当）については、配偶者の働き方に中立的な制度となるよう見直しを進めることが望まれています。

**配偶者手当**の円滑な見直しに向けた留意点は、次のとおりです。

- ① ニーズの把握など従業員の納得性を高める取組
- ② 労使の丁寧な話し合い・合意
- ③ 賃金原資総額の維持
- ④ 必要な経過措置
- ⑤ 決定後の新制度についての丁寧な説明

詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。

⇒ <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/haigusha.html>

☆ 賃金制度設計に関する専門的な相談については、こちらをご利用ください。

青森働き方改革推進支援センター（電話番号：0800-800-1830）

☆ 年収の壁・支援強化パッケージについては、こちらをご確認ください。

厚生労働省  
からの  
お知らせ

「年収の壁・支援強化パッケージ」

⇒ [https://www.mhlw.go.jp/stf/taiou\\_001\\_00002.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/taiou_001_00002.html)

年収の壁突破・総合相談窓口

フリーダイヤル 0120-030-045

受付時間 平日 8:30～18:15

お問い合わせ先：雇用環境・均等室 [電話番号] 017 - 734 - 4211

# 同一労働同一賃金とは

## 〔基本給〕

- 基本給が、労働者の能力又は経験に応じて支払うもの、業績又は成果に応じて支払うもの、勤続年数に応じて支払うものなど、その趣旨・性格が様々である現実を認めた上で、それぞれの趣旨・性格に照らして、実態に違いがなければ同一の、違いがあれば違いに応じた支給を行わなければなりません。
- 昇給であって、労働者の勤続による能力の向上に応じて行うものについては、同一の能力の向上には同一の、違いがあれば違いに応じた昇給を行わなければなりません。

## 〔賞与〕

- ボーナス（賞与）であって、会社の業績等への労働者の貢献に応じて支給するものについては、同一の貢献には同一の、違いがあれば違いに応じた支給を行わなければなりません。

## 〔各種手当〕

- **役職手当**であって、役職の内容に対して支給するものについては、同一の内容の役職には同一の、違いがあれば違いに応じた支給を行わなければなりません。
- そのほか、業務の危険度又は作業環境に応じて支給される**特殊作業手当**、交替制勤務などに応じて支給される**特殊勤務手当**、業務の内容が同一の場合の**精皆勤手当**、正社員の所定労働時間を超えて同一の時間外労働を行った場合に支給される**時間外労働手当**の割増率、深夜・休日労働を行った場合に支給される**深夜・休日労働手当**の割増率、**通勤手当**・**出張旅費**、労働時間の途中に食事のための休憩時間がある際の**食事手当**、同一の支給要件を満たす場合の**単身赴任手当**、特定の地域で働く労働者に対する補償として支給する**地域手当等**については、同一の支給を行わなければなりません。

以上のほか、**福利厚生**や**教育訓練等**についても、不合理な待遇差が禁止されています。

詳しくは厚生労働省ホームページ（特設サイト）をご覧ください。

⇒ <https://hatarakikatatakaikaku.mhlw.go.jp/same.html>

## 年次有給休暇を上手に活用しましょう ～年末年始～

厚生労働省では、時季を捉え年次有給休暇を取得しやすい環境整備を促進することとしており、夏季、年次有給休暇取得促進期間（10月）の取組に続き、年末年始における連続休暇取得に向けた働きかけを行っています。

年末年始は年次有給休暇の組み合わせにより効果的な連続休暇が期待されます。

年次有給休暇の計画的付与制度や「プラスワン休暇」の活用等により、計画的な年次有給休暇、連続休暇の取得をお願いします。

また、青森労働局では、年次有給休暇を取得しやすい環境整備のため、専門的な知識を有する「働き方・休み方改善コンサルタント」を配置しています。年次有給休暇の計画的付与の導入、労働時間や休日の見直しについて、アドバイスや資料提供を行っておりますので、是非ご利用ください。

詳しくは「年次有給休暇取得促進特設サイト」をご覧ください。

⇒ <https://work-holiday.mhlw.go.jp/kyuuka-sokushin/>



お問い合わせ先：雇用環境・均等室　〔電話番号〕 017 - 734 - 4211